

平成28年度鳥羽市環境保全審議会協議記録



【日 時】平成29年2月27日（月）9：30～12：00

【場 所】鳥羽市役所3階 議会第三委員会室

0. 会長、会長の選出について

事務局：会長の選出でございますが、鳥羽市環境保全審議会規則第4条第2項の規定では、会長、副会長は委員の互選によって選出することになっておりますが、いかが取り計らいさせていただきますでしょうか。

委 員：事務局一任

事務局：事務局一任の発言がありましたが、よろしいでしょうか。

委員全員：異議なし

～会長、副会長決定～

会 長：事項書に従いまして、議事を進めていきたいと思っております。

事務局：審議事項1～審議事項6説明（約1時間）

会 長：これから、質問及び意見等をお受けいたします。ただ、審議事項が多岐にわたっておりますので、審議事項の順番に質問等をお願いします。

1. 地球温暖化対策について（資料1、資料1-1～1-4）

【質問及び回答】

委員：住宅用太陽光発電設置システムの設置状況について、27年度17件、28年度が11件ということだが、少ない気もするが・・・。

事務局：補助申請件数自体が減っているのは事実である。補助制度が促進につながっていると考えることなく、経済的な支援であると認識している。現実、設置に約300万円かかるのに、6万円しか補助が出ない。

委員：この補助金の財源は？

事務局：国・県からの支援はなく、市へのふるさと納税を充てている。

会長：平成27年度と平成28年度の補助単価は6万円と同じだが、件数が減ったのは、補助単価が原因だけなのか。

事務局：人口減少などの要因もあると思うが、申請件数しか分析材料がない。

委員：これまでも議論されてきたかもしれないが、森林の間伐についても温暖化防止対策として考えてもよいのではないかと思うが、森林間伐の状況を教えていただきたい。

事務局：担当が農林部署なので現状は分からない。確認したい。

委員：もしよければ、来年から、森林の間伐についても、この会議の議論に入れていただければと思う。

委員：電気自動車の充電器の設置状況について、現在、市が行っているのは、佐田浜西駐車場だけで、市役所には無いのか。

事務局：鳥羽駅西駐車場だけで、市役所にはない。

委員：充電器の設置を市民等にお願いしているのに、市役所には設置されていないのはいかがなものか。市が推進すれば、職員の通勤等でも電気自動車を検討するだろうし、市内の循環バスにしても排気ガスの抑制が期待できるので、全庁あげて取り組んでもらいたい。

事務局：三重県の充電器の設置方針は、観光地の経路充電と目的地充電を主としているため、市役所がそれにあたるか疑問がある。

会長：急速充電が少ないように感じるが。

委員：公共施設には急速充電があった方がよい。

事務局：三重県の「EV・PHV用充電器整備のためのビジョン」において鳥羽市は充電空白地域に該当していないため、なかなか急速充電設置を進めていくことが難しい。

委員：環境課の問題ではないと思うが、LED灯設置について、本浦・石鏡などの海岸線には無いように思う。地震・津波により停電等があったときには非常に重要だと考えるので、環境の面も含め、（海岸線沿いにも）設置をしていただきたい。

事務局：これは、津波で避難する場所につけるということで、避難場所に建物がないところに灯りだけでもあった方がよいという発想で設置されている。そのような個所を選別して設置したと聞いている。

委員：太陽光発電蓄電池式 LED 灯は一台いくらぐらいするのか。

事務局：約 150 万円程度と聞いている。

委員：今回の全テーマにおける「環境」というのは、鳥羽市役所のことだけなのか？

会長：市全体である。

委員：蛍光灯から LED 灯への転換は、各企業内でも結構行っている。当社も去年相対的に国の補助を利用し行った。総額で 290 万円程度かかったが、70 万円ぐらい補助金をもらえた。設置前と比べランニングコストが月 4 万円程度安くなったので、償却も早くできる。これらを市で推進してもらい、LED がどれだけエネルギーを下げていくかということをもっと周知してもらったほうがよい。

事務局：委員の取組を参考にさせていただきたい。

会長：鳥羽市全域または鳥羽市役所でも LED 化を行って、いかにエネルギーを使わないようにするかということを環境課で考えていってもらってもいいと思う。

委員：電気自動車の充電器設置場所について、他市から来た人は、どこに充電器がどこにあるのかは把握できるようになっているのか。

事務局：電気自動車のユーザーは、アプリ等で充電器の場所が分かるようになっていますので、市からは周知していない。

委員：カーボン・オフセットの推進を、鳥羽市内の企業への周知等は行っているのか。

事務局：行っていない。

委員：CO²の排出を抑えているところにはいい制度だと思うので、どんどん推進していただければと思う。

2. 平成 28 年度公害の種類別件数について（資料 2）

【質問及び回答】

委員：野焼きは煙問題がある。条例等で規制したりはできないか。

事務局：市としても困っている。現在の対応は、野焼きの現場で法的に問題ないかを判別している。そこで、法的に問題のない草木等であれば、気を付けていただくよう伝えている。

会長：消防法的に、野焼きは問題ないのか。

事務局：法的に規制されていない野焼きは問題無いと思う。ただ、野焼きをする場合は、消防にも連絡をする必要がある。

会長：他市では、野焼き現場に消防自動車が停まっているケースも見られる。

事務局：火事の恐れがある野焼きの通報があると、消防と環境課が現場へ向かうことになる。実際に、消防が消火活動をしている現場に、環境課が行くケースもあった。家の庭でゴミをドラム缶で焼いていた違法的なケースでは、隣家に燃え移る危険性があり消防も出動した。

委員：私有地で雑草が生い茂っている場合、それらを野焼きすると、大きなクレームの要因になると思う。環境保全という分野において条例等で規制をかけるなど、強く話ができるものがあればいいと思う。

事務局：核家族など、生活環境が多様に変化している中、年配の方は、野焼きは普通に行われてきたものだという認識があると思う。ただ、少しの煙で通報される方もおり、市としては、その都度現場確認に行くしかないと考えている。また、野焼きを普通に行っていた時代の方については、「野焼きは原則控える」という意識を持っていただく必要もあると思う。

委員：法面の草を刈ると、川に全部落ちてしまう。それでもよければ刈るが、そうしないと害虫等の問題も発生してくると思う。

会長：難しい問題ではあるが、通常、法・条例等で対処できないという中で、どうしていくか考えていかなければならない。

委員：稚貝の放流をする際、ブロックにアワビの稚貝を付けて放流するのは環境的に許されるのか。

委員：この場で一概にいいか悪いかは言えない。事例により異なるので、具体的な内容による判断となる。

3. 大規模太陽光発電施設の開発行為について（資料3）

【質問及び回答】

委員：条例等で規制をしていかないと、どんどん開発してくる恐れがある。

会長：そのあたり雨宮委員にお伺いしたいが、国立公園法上、全域が森林伐採や造成・開発が簡単にできるのか。

委員：鳥羽市は全域が国立公園に指定されている。指定されている主な理由は、美しい海岸線があるというもの。離島の海岸沿いや、パールロードから東側の海岸沿いなどは、特別地域という国立公園の中でも規制が厳しい区域に指定されている。ただ、内陸の方は、規制が最もゆるい普通地域に指定されている。特別地域と指定地域の違いは非常に大きく、普通地域だと例えば伐採は手続きなしで行うことができ、人工物の設置や土地の造成についても規制が大きく異なっている。

自然公園法のソーラーに対する規制は、平成27年5月・6月ごろ、太陽光発電システム設置の許可基準を独自に設けた。

特別地域にあつては、伐採を伴うような太陽光発電施設の設置は認めないという基準になっている。平成27年5月・6月以降、伊勢志摩国立公園の中では、特別地域を伐採してソーラーを設置したものはない（それ以前は何件かありました）。

普通地域にあつては、太陽光発電施設については、1,000 m²を超えるものについて届出が必要という規定を新たに設けた。それ以前は、太陽光発電施設を設置するだけであれば、特に届出をすることなく設置できた。届出をされた行為に対して、30日間工事着手はできない。30日間は審査期間で、その間に風致・景観上の支障が大きいと判断された場合には、計画を変更しなさいという命令をすることができるという制度になっている。この命令をかける基準について、現在パブリックコメントを行っており、それを踏まえた基準が近いうちに公表される。

今問題にされていた土砂の件については、なかなか踏み込むことは難しい。

委員：普通は、建物を建てる時は、必ずゼネコンが環境について様々な準備をする。周辺に影響がないかなどを。今回の安楽島の太陽光発電施設用地開発については、木を切って、大雨が降って、河川が増水してもいいのかということが言いたい。

今回話した川には、ホテルがいたが、今回の開発で自然が破壊された。県はどのような考えで許可したのか。町内会も不満が起きている。今後、同じような開発をされると、町内会としても非常に困る。

委員：これらの問題について、志摩市では住民運動が始まった。

会長：太陽光発電開発について言えば、今の所規制がない。これは国の問題でもあり経済産業省がどこまで踏み込むかというところもあると思う。現在、太陽光発電を作るよう推進されているので、なかなか規制ができていない状況である。

委員：太陽光発電については、固定価格買取制度の存在が非常に大きく、環境のために設置するというよりも、投資の対象になっているという面が非常に大きくなっている。実際

設置されているのも、この地域ではなく、他の地域の会社が行っている状況だと思う。

ただ、売電価格が高止まりしていたのが、段々下がっている。平成29年の3月か4月に経産省が法改正を予定している。その中身として、他の法令に違反している発電施設は、認可の取消しを含め、厳しい対応が取られるようだ。今後、これまでの状況よりは抑制される方向になっていくのではないかと期待している。

伊勢志摩国立公園は、全国の国立公園と比べると、ソーラーが多い状況。

(私は、パークレンジャーという職種だが、最近はソーラーレンジャーとか呼ばれるようになった。)

4. ナショナルパーク化における景観計画等の策定について（資料4）

【質問及び回答】

委員：太陽光発電施設設置については、志摩市が条例で議案が上がっているが、鳥羽市はどのような段階か。

事務局：現在、条例制定というところまで至っていないのが状況。条例では太陽光発電施設の設置を止めることができない。景観計画・景観条例を策定する際、様々な基準を設け、開発をしにくくするという方向で検討している。

会長：規制に関連して、先ほど山本委員からも話があったが、土砂が流出したら、漁業にも影響が出てくるのではないか。補償問題等も出てくるのではないか。

事務局：流出した土砂が、漁業にどれだけ悪影響を与えたのかを立証しないといけないので、漁協も悩まれている。

会長：確かに難しい問題である。尾鷲の川の上流に、採石場があるのですが、川から土砂が流れて、海での養殖がダメになったということがあり裁判になった。第1審で原告側は敗訴し、第2審では勝訴した。第3審はまだ。長期化するので、難しい部分はあると思う。

委員：大規模太陽光発電施設は、これからも鳥羽で開発があると思っている。自然の光で電気を生み出し、それにより環境的によくしようということは理解できる。ただ、開発により、逆に自然が破壊される。安楽島の太陽光発電施設の場所は今まで山で、我々子供の頃は、遠足で登った山だった。それが開発により、一瞬ではげ山になってしまった。このことが、今太陽光発電が流行っているということで許されてしまうのは非常に残念なことだ。

もう一つ情報として聞いているのは、落口に、相当大きな太陽光発電施設が設置されると聞いている。ただそこは、大雨が降ると、鉄砲水が出る所である。

これからこの地で太陽光発電により開発されると、大雨が降った際、一気に鉄砲水が流れるので、自然災害（天災ではなく人災）が起こる恐れがある。その恐れがあるのに、市が開発を止められないというのはおかしい。苦情はあるが、市が把握していないだけ。都会には設置できないから、自然の多い地域を狙ってくる。志摩の住民はそのことに気づいて、今反対運動を起こしている。鳥羽は意外と優しすぎると思う。もし大規模な開発があった場合、広報等で市民に知らせることはできないのか。もし事前に分かれば、反対運動は必ず起こりますよ。鳥羽市はあまりにも甘いと思う。相差にも大きな開発があると聞いている。観光の街といいながら、開発に関することに疎いと思う。

事務局：安楽島の太陽光発電施設が開発されている土地は、市の土地ではない。市が知ったのも、開発直前という状況。ただ、事前に知ったとしても、私有地だけに市民に公表できるかということ、それは難しいと思う。

会長：先ほどの話は、景観という観点から抑えていかないと、この問題は難しいのではないかと思う。

事務局：来年度から、鳥羽市は県の景観条例を運用していく予定である。

委員：開発を許可した三重県には、道義的責任があると思うが。

確かに法律論でいくと市民は勝てない。

会長：県の許可に関しては、県は市の現状をすべて把握しているわけではないので、市から県へしっかり意見する必要があると思う。県の許可云々については環境保全審議会で行う議論ではないと思う。

委員：環境の問題が難しいのであれば、景観条例である程度制限をかけた方がよいのではないか。開発が全くダメという私の財産なので難しいと思うが、多少の制限をかけられるものを、何らかの形にしていけないと。空いていればどこでも開発できるということになると、何のための環境保全なのか、何のための国立公園なのかという話になるのではないかと思う。国立公園というものを持っている地域であるならば、市の関係各課で情報共有をしていく必要があるのではないか。漁協や我々の生活を脅かす問題だということであれば、制限はできるだろうと思う。そういう方向に持っていけないと、ナショナルパークだと認めてもらえるような場所であるのに、底辺では、全く規制ができないということでは、ある意味無法地帯だと思う。また、ソーラーは、火災が発生する恐れもあると聞く。安全面についても、どこかで誰かが規制していかなければならないと思う。それと、反射光の問題も気になる。これらのことを景観という面で、条例で制限ができるのであれば、その方向で進めてもらって、そうすれば看過されて、環境問題にもなってくるだろうと思うので、ぜひ検討材料としてほしい。この問題をこの審議会で議論する話なのかどうかは別として、声として聞いておいていただきたい。この中で、大々的に太陽光発電開発に対して反対意見が多いとするわけにもいかない。

会長：この審議会の議事録の中で、太陽光発電開発反対であることをしっかり記載しておいていただきたい。特にナショナルパークに選定されたことで、2020年に向け取り組みを行っていく中で、果たしてソーラーばかり設置されている伊勢志摩が選ばれるのか。

委員：ナショナルパークに選ばれるにあたっての課題・マイナス要因として、太陽光発電による開発が挙げられている。

会長：そのあたりも観光都市として、きっちりとしていただきたいと思う。

事務局：先ほど委員からお話のあった件で、環境省が、平成29年4月より、太陽光発電開発設置に関するガイドラインを制定する。その中で、先ほどの件についても盛り込まれて定められるような案になったと思うので、それを含めて、市としても進めていきたい。

委員：事業として成り立たなければ、おそらくやらないと思う。事業として成り立たないような制限にしておけばいいのではないかと思う。

委員：先ほどの意見の中で、いくつかお答えできるものがある。

まず、反射光に関する問題ですが、地面と水平な角度でおかれるものがほとんどで、空に向けて反射していますので、近くに高層ビルとかなない限り、住民生活への影響はない。

もう一つは、火災の問題ですが、将来的な撤去をどうするかということとセットになると思うが、自然公園法の届出されたものに対して、今後、命令を出すことができる基準が整備される際、撤去について必ず命令をするという条件をつけるということが、パブリックコメントで出されている。特に反対がなければ、1,000 m²以上の届出されたものについては、全て環境省から命令を出すことになる。

最後に、情報が事前に市民に知らされないという話があったが、これは、他の市町が定めている太陽光に関する条例で、規制まではできないが、事前にその情報を開示しなさいという条例を定めている自治体がいくつかある。事業者が、命令に従わない場合は、情報をオープンにする基準を設けているところもある。鳥羽市でも参考にさせていただければと思う。

委員：菅島の採石場の問題にしてもそうだし、この問題もそうだが、結局市は何もできない。最終的には市民運動を行わなければ無理。

会長：市民の動きがないのに、市も何もできないと思う。ただ、海が汚れたり、森林の伐採というのは、観光地としてきついと思う。

委員：商工会議所さんや観光協会さんの方からは、この問題について、市へ強い要望を出すということはされたのですか。

委員：情報が来ないので、行っていない。情報が来てから現状をみてどうなっているかを確認してからということになる。

会長：周辺でも特に騒ぎになっていないことが不思議で仕方がない。

委員：環境課は今回の開発は、事前に分かっていたのか。

事務局：直前には把握できたが、何もすることはできなかった。

5. 海岸漂着物対策について（資料5）

【質問及び回答】

委員：鳥羽市では、最終地の漂着ごみだが、瀬戸内海だと、県別に漂着物を回収する船を所有していて、定期的に回収しているようだ。三重県では、伊勢湾でそういう作業はしているのか。

事務局：国土交通省が「白龍」という船を所有しており、回収をしているが、ラチが明かないのが現状である。

委員：それは何隻か。

事務局：一隻である。今年の2月に中之郷岸壁を拠点として連携をとっていくという申し合わせをした。それにより、もっと機能的になればとは思いますが、一隻では、一度積んだら港に戻る必要もあり、そこに期待するのは難しいと思う。

委員：兵庫県と広島県を視察させてもらったが、片方の県は2隻、もう片方は1隻持っていて、定期的に回っているということだった。伊勢湾も漂着ごみが多い中で、発生源を抑えるのが一番いいが、湾内でも、もっと回収はできないか。

事務局：なかなか難しいですが、国土交通省の「白龍」という船は、伊勢湾を活動範囲としている。近辺で回収したごみは鳥羽へ運ぶということは聞いているが、広い湾なので、一隻で回収するというのは難しいと思う。

事務局：私たちが目指すところは、そもそも漂着ごみが来てほしくないというもの。そのためにはどうすればいいかということ、木が流れてくるのは森林の管理上の問題も関係してくるだろうし、また、生活ごみが流れてくるのは、心無い人が捨てるということで、そういうことを無くさなければいけないと考えている。では、それを無くすにはどうすればいいかということ、この現状を、鳥羽市を初めとする被害のある地域だけが知っているだけでは駄目だということ。全国民が同じ意識にならないと解決しない問題である。長い目で見て、教科書にこの問題を環境問題として掲載してほしいという話を国にしている。

会長：県は、どのような考えか。

委員：県としては、管理者が直接行う事業として理解している。そして、事業を行うものに対し、補助をしている状況である。

事務局：県は、森林からの流木発生という観点で、伊勢湾に流木が流出しないような対策等を行っている所だと思う。

市が公明党に提出した資料の中で、河川管理者・海岸管理者について触れてはいますが、国を挙げて取り組んでいただきたいことを伝えた。

事務局：県が何もしていないと言っているわけではなく、県はやってくれている。ただ、仕組みがよくないと考えていて、その仕組みが回収に重きを置かれている状況である。公明党での説明の際、最後に公明党の江田委員長が言ったのは、当時は回収中心でよかったが、時代も変わり、また新たな方法を検討していかなければならないという見解であった。その点を訴えることができたのは大きかったと捉えている。また、新たな取り組み

を行う場合に、鳥羽市がモデルになってほしいという要望があれば、ぜひ受けたいとも思っている。

委員：我々が子供の頃にも漂着ごみはあったが、今の話では、再利用できないプラスチックや木材が一緒になっているような気がする。これらを分けて考えていく必要があるのではないか。

事務局：根本的にはプラスチック系ごみに問題があると考えている。それをなんとかすれば、ほぼ自然に帰るごみになっていくと思う。今後の課題である。

6. その他

【質問及び回答】

委員：先ほど太陽光発電開発について意見があったが、県の環境部局としては、一定規模以上の開発行為については、環境アセスメントを行っている。

環境アセスメントは、環境に配慮した計画とするよう手続き行うもので、事業をストップさせるものではなく、事業を進めるにあたって、関係者等に意見を聞く、そして事業者に対して意見をするといった制度である。段階ごとに皆様に意見を聞く制度なので、当該制度を活用いただければと思う。

また、開発の規制ということになりますと、別の担当セクションもあるかと思うので、そういった所ともしっかり話をさせていただく必要がある。

委員：ナショナルパークの事業について、簡単に説明させていただく。背景は、「明日の日本を支える観光ビジョン」が、今年の今頃、安倍首相が議長を務める会議の中で決められた。その中の目標として、現在2,000万人ほどの外国人観光客数を、2020年までに4,000万人に増やすという目標を掲げられている。

進め方は、富士山・京都・大阪・東京を結ぶゴールデンルートは、外国人利用者にとって飽和状態になっている。それをいかに地方に呼び込んでくるか。これは、人口減少社会に直面している地方創生とセットで位置づけられている。そうした中で国立公園は、430万人ほどの外国人利用者がいるとされている。それを2020年までに1,000万人に増やすとしている。

それを進めるために、モデルとしての国立公園(34あるうちの8公園)が選定された。選定にあたっては、三重県・市町両方の提案が非常に大きく働いている。伊勢志摩においては、サミットも開かれたこと、非常に魅力的な提案を地元からいただいたこともあり、選定に至った。

今後の進め方として、国は順次、老朽化している施設を更新するための交付金だったり、どういった国にどういったプログラムが受けるのかといったマーケティング事業、伊勢志摩が選定された要因として、エコツーリズムが高く評価されている。これは、鳥羽市が先駆的に行われているものであるが、これを国立公園全体に広げることである。

国立公園として取り組みとしては、法律による開発抑制・環境省直営の施設整備・自治体による施設整備というものがあつたが、3つ目の取組として、国立公園だからこそ食べていける生業を育てていきたい。そういった仲間を増やしていくことで、結果的に、社会経済的な方面からも、この地域の山や海の重要性をもう一度活気づけられるように認識したいと考えているので、皆様にもご協力いただきたい。

会長：ありがとうございます。それでは、事務局へお返しします。